



東京学芸大学リポジトリ

Tokyo Gakugei University Repository

Between Law and Emotions : A Case Study of the “Fuufu-Bessei” Problem

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 苫米地,伸 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2309/00173540

法律と感情の間

——「夫婦別姓」問題を事例として——

苔米地 伸*

社会学分野

(2021年9月15日受理)

要 旨

私たちが日常的に接する法律とは、感情を排したものであるはずだ。本稿では、具体的な法律の審議過程の相互作用を分析し、法律と感情との関係、特に感情がどのように関係しているのかを明らかにする。まず先行文献から、法律と感情は切り離されたものであることを確認する(1節)。次に、家族社会学においてしばしばテーマとなっている「夫婦別姓」論争の歴史、およびその議論を構築主義的に分析した結果を概観し(2節)、「夫婦別姓選択制」に関する法務省の法制審議会議事録を分析する(3節)。この分析から把握されたのは、法律と感情は密接な関係にあるということ、特に、法律を改正する、あるいは立案しようとする際に、感情は「有効な言語的資源」として作用するということであった。また補論として、「夫婦別姓選択制」を教材とした学校教育における授業、とりわけ「ディベート」を活用した授業について、その実施上の留意点を探索した(5節)。

キーワード：感情と法律、家族社会学、夫婦別姓選択制、社会問題の構築主義、ディベート授業

1. 法律と感情

以前、弁護士が三人出てきて法律相談に答える番組が放送されていた。それまでの「法律相談もの」の番組と、この番組が異なるのは、三人の弁護士がそれぞれある程度の「個性」のようなものを設定されているところであった。そのうち一人は必ずと言っていいほど「冷たい」イメージの弁護士が出演していた。

この番組の巧みなところは、その「冷たい」イメージの弁護士の逆、つまり「温情的な」イメージの弁護士も用意されているところであった。なぜなら、この「温情的な」イメージの弁護士(いわゆる「人権派」と名指される弁護士が多い)との対立により、さらに「冷たさ」は強調されるからだ。私が偶然見た時もその「冷たい」イメージの弁護士がおり、期待通りに役割を果たしていた。法律には感情の入る余地はないのだと、彼は発言していた(あるいは、発言させられていた)。

テレビ番組を例に出す必要もないのかもしれない。私たちの日常的な出来事、あるいは身近な出来事の中にも、法律の「冷たさ」が伝わってくることはしばしばある。例えば、軽度の交通違反を起こした場合を考えてみよう。身近な他者(親族であれ、友人であれ)が入院したと聞き、急いで入院先に向かうとする。このとき少しアクセルを踏みこむと、あっという間に速度はあがる。たまたまそのとき白バイが取り締まっていると、即、道路交通法違反として、違反者として扱われることとなる。「知人が危険な状態なんです」と、言い訳したところで無駄である(無駄ではなかった場合、それはそれでおそらく問題になるだろう)。このような目に

* 東京学芸大学 社会科学講座 社会学分野 (184-8501 東京都小金井市貫井北町4-1-1)

あったと聞かされたなら、あなたは どう思うだろうか? 「冷たいね」とか「運が悪かったね」とか、というように同情しないだろうか?

ここで「冷たい」というのは、感情的ではない、いわゆる「情」がないということを示している。法律的に判断を下そうとする場合、私たちが日常的に推測した判断には、何らかの感情的な要因や要素が入ることがしばしばある。しかし、法律というものはそうした感情を排したところにあるはずだとされるため、「冷たい」という表現になるわけだ。

法的な制度的場面において、個人的な感情というものは基本的に余計なものとして扱われることがしばしばある。Hopperによれば、離婚訴訟手続きという制度的な場面において、離婚しようとしている当事者達は「道徳的自己 [moral self]」を語り、弁護士などの専門家達は「法的自己 [legal self]」を創出すると述べている (Hopper [2001: 127-141])。当事者達は、自分自身の自己を構築する際に、私たち自身のもつ結婚に対する文化的価値を強調することによって、つまり道徳的な用語を用いる。もちろんその語りの中では、結婚が何らかの情緒的支えを意味するような文化的価値を持っている以上、感情的なものでもあり得る。他方「法的自己」は、「法制度によって規定された一般的な規則に従う (Hopper [2001: 130])」自己である。これは、先述の当事者達自身の持つ「道徳的自己」を否定することによって、そして法制度の要請に合わせて創り出されるものである。

GubriumとHolsteinも、類似したケースを扱っている。措置入院をめぐる審理の場で精神科医と裁判所の判事がかかわりとりのことだ (Gubrium and Holstein [1990=1997: 256-259])。一方の判事は、「あなたはまだ、誰が彼をコントロールしておくのかを説明していません」というように、トラブルをコントロールすることに重点を置いて話す。対して措置入院に反対している精神科医は、「彼を自分は家族の一員だという気持ちにさせます」あるいは「心の安らぎ」という言葉によって、当事者の気持ちと自分の行っている精神医療プログラムの有効性を述べる。

GubriumとHolsteinは、このことを「ローカルな文化」という概念を用いて説明している。「ローカルな文化」とは、「状況的に利用可能な特定の記述あるいは解釈の資源」のことを指す。つまり私たちは、ある状況において、その状況に固有で適切な言葉や行為を行う。上記の場合、法的なローカルな文化と当事者あるいは精神科医のローカルな文化（感情や心情を基礎としたもの）が衝突しているということになる。

私たち社会学を学ぶ者たちにとって、なじみ深いかのWeberも『法社会学』において次のように言っている。

しかしながら、法を現代的意味において特殊専門的かつ法学的に純化するという作業が可能になるのは、法が〈形式的な〉性格をもっているかぎりにおいてのみである。(Weber [1972=1974: 105])

つまり、法的な問題において、実質的合理性と形式的合理性とが対立あるいは矛盾する場合、「倫理的な命令や、功利的又はその他の合目的性の規則や、あるいは政治的な格率 (Weber [1972=1974: 105])」が影響力を持つようにするのはなく、そういったものを排除した合理性、すなわち形式的合理性が求められるということになる。

確かに、形式的合理性を欠いた法律というのは、考えにくい。もしアドホックな実質的合理性、何らかの感情や価値、あるいは信念を前提とした合理性に基づいて法律が運用されたなら、やはり私たちはそれを「おかしい」と感じるだろう。少し意味合いが原義と離れてしまうかもしれないが、いわゆる「ダブルスタンダード」が続出する可能性が生まれてしまうからだ。

しかし、ここまで述べてきたように、法律はまったく感情を排しているのだろうか。合理性を追求せざるを得ない、あるいは抽象的なレベルでの一般性を要求される法律と、曖昧で個別的だと思われる感情は、やはり相容れないものなのだろうか。断言的な表現は避けて問いを立て直すなら、法律と感情とはどのような関係にあるのだろうか。このような問題を提起して、論を進めていくことにしたい。

2. 「夫婦別姓」問題という言説

上記の疑問を念頭において、ここで取り上げるのは、民法改正論議における三本柱の一つ、「夫婦別姓」問

題である。この問題は、しばしば社会学という領域、とりわけ家族社会学において取り上げられているテーマでもある(草柳 [1993; 1994a; 1994b; 2004], 大瀧 [2002], 阪井 [2021])。まずはこの「夫婦別姓」問題に関して、ごく簡単な歴史的概観をしておきたい。

2. 1 歴史的概観

「夫婦別姓」問題の起源は、明治民法の成立・施行に端を発する。1898年に明治民法が成立し、その成立と同時に、夫婦同姓が法律によって規定された。この時点で、「妻ハ婚姻ニ因リテ夫ノ家ニ入ル」という条文と「家族ハ其ノ家ノ氏ヲ称スル」という条文によって、婚姻が法的に成立した場合、女性が男性の氏を称することになった。つまり現在のよう形での、夫婦が同一の氏を名乗るということは、明治民法の成立によるのだ(尾脇 [2021: 298])¹⁾。

この明治民法が、第二次大戦での敗北(1945年)、日本国憲法の成立(1946年)を経て、改正されたのが1947年のことである。すなわち、現行の民法750条「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」という条文が成立する。

ここでの改正が意味するのは、その改正が明治民法での家制度を廃止することを意図していたものの、夫婦同氏という原則はそのまま残ったということである。明治民法はそれ以前に成立していた戸籍法との連動によって、当時の政府の富国強兵政策を支援するものであり、徴兵制の完全実施あるいは、課税徴収などの実行に寄与した。それが家制度ひいては国家家族制度といったものを生みだしたことになる。その際に、夫婦、というよりも家族は同氏にして、ひとつの家を単位にすることが国家にとって合理的であったわけだ。

しかし、戦争での敗北と日本国憲法、その中でもとりわけ第24条における「家族生活における個人の尊厳と両性の平等」の提唱はそういった家制度の否定につながった。当時の法学者の間でも、家制度に関する議論がなされ、その妥協点としてできあがったのが、現在の民法750条であり戸籍法である、というのが通説のようだ。「家制度の廃止に伴って氏に関する法制度は改められ、戸籍も『家』の登録から夫婦と子からなる家族の登録を基本とするものに変更された」(床谷 [1990: 823])と、床谷は述べている。つまり、家を廃止する代わりに、氏は戸籍法を維持するために少なくとも同氏が望ましいということに落ち着いたということになる。

そういった妥協点としての民法も、「本法は可及的速やかに将来において、さらに改正する必要があることを認める」という附帯決議がなされ、早くも1955年には法務省の法制審議会が次のような留保事項を答申し公表される。

「第七五〇条及び第七五一条 一 夫婦異姓を認むべきか 二 民法より削除し、第七五〇条及び第七五一条第一項と同趣旨を戸籍法で規定することとすべきか」(福島他 [1989: 15])

だが、民法学者や法務省法制審議会では議題に登ることがあったにせよ、その後20年近く、単なる留保事項として残されたということになる。

1974年に「結婚改姓に反対する会」が発足する。それと呼応するかのようになり、一般雑誌においても、初めて夫婦別姓が取り上げられた。それが『女性セブン』掲載の「『夫と妻が別々の姓で婚姻届を出せるように…』という意見」という記事であった(女性セブン [1974.03.20])。

その後10年の間に、婚氏続称制度、つまり離婚した場合、婚姻によって改姓した者は旧姓に戻るか(復氏)それとも離婚時の姓を名乗るか(婚氏続称)を選択できるという民法改正(1976年)、国際結婚に「同姓・別姓選択制」が導入されるという国籍法改正(1984年)が行われた。

1984年10月には、榊原富士子、志賀由美子、嶋田ゆかりらの三人が中心となって「夫婦別姓選択制をすすめる会」が東京に発足した。この年を境に、夫婦別姓運動は様々な方面で議論をなされるようになり、それに関する雑誌、新聞の記事は激増する。その2年後(1986年)に、初の夫婦別姓に関する著作物である井上治代の『女の姓(なまえ)を返して』が刊行される。同じような別姓に関する本がこの後、かなりの数出版されるようになる。

1990年の1月には、法務省の法制審議会民法部会身分小委員会が開催される予定が発表され、翌年の1991

年に法制審議会民法部会が実際に開催されることにより、夫婦別姓問題の検討が始まった。この小委員会は、1987年に特別養子制度に関する答申を出して以来、休会状態にあったのだが、夫婦別姓問題をはじめとする婚姻法関係の諸問題を実際に検討し始めた。すなわち、この時点で民間レベルの議論以上の、具体的な法制度の見直しが始まったと言える。

この後、1997年2月に法制審議会は「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申した。この「要綱」において、選択的夫婦別氏制度の導入が提言されており、法務省は、この答申に従い、1997年、2010年と二度にわたって改正法案を準備した。しかしながら、いずれも国会に提出されずに終わった²⁾。

2020年に菅政権が誕生した直後、にわかに夫婦別姓選択制についての議論が高まった。なぜなら、内閣総理大臣自身が過去に夫婦別姓選択制導入に賛成の立場を表明していたからである。だがしかし、2020年12月25日付けで、政府与党である自由民主党は、その「第5次男女共同参画基本計画案」に当初入っていた「選択的夫婦別氏(姓)」の文言を削除した。事実上現時点(2021年)で、この議論は後退した状態になっている³⁾。

2. 2 「夫婦別姓」問題の賛成派

さて、ここまでの歴史的な流れを見てみるならば、「夫婦別姓」が問題とされる所が見えてくるように思われる。すなわち、民法という法律によって規定された「夫婦同姓」がそもそも問題であると主張するクレイム申し立ての主体(claim-maker, 以下クレイム主体と略す)が登場し活動することによって、この問題は論じられてきたということだ。

筆者は、かつてこの「夫婦別姓」問題を、社会問題の構築主義的アプローチ、とりわけ構築主義的なレトリック分析を援用することによって論じた(苦米地 [1996])。この構築主義的なレトリック分析とは、ある主体が何かについて説得する、つまり説明可能にするための言語的資源を「レトリック」と規定し、実際に実践されている様々な言語的活動を分析しようとする立場のことをいう。この立場からするならば、「夫婦別姓」に賛成する人々(以下、賛成派)と「夫婦別姓」に反対する人々(以下、反対派)の間で行われた議論は、すべてレトリックであり、分析することが可能になる。そのため、一般的な書籍刊行物から、新聞、雑誌などのマスメディアでの記事など、いわゆる質的なデータを分析の俎上に乗せることができる⁴⁾。

レトリックに着目するならば、賛成派のレトリックは、ベスト(Best [1987=2000])の提示した図式、いわゆる「議論の構造」を持っていた。つまり賛成派の議論は、「前提[grounds]」(クレイム主体がクレイムのための基礎として訴える事実やデータ)、「論拠[warrants]」(前提から結論を導くことを正当化する陳述)、「結論[conclusions]」(クレイム主体が確立しようとするだけのメリットを持つ主張)をそれぞれ提示していた。

賛成派の「前提」は、問題の「定義」と、「数の見積もり」、「実例」からなる。「定義」は、「女性が結婚によって改姓を強制されている」もしくは「個人(あるいは)が同姓を法律によって強制されている」(月刊百科 [1989.12] 星野澄子)という「状態」である。「数の見積もり」は、厚生省(当時)の人口動態統計による同姓の率(1986年段階で98.6%)が取り上げられる。「実例」としては、「離婚時の姓変更」「仕事上の姓の継続性」「跡継ぎの不在」などとともに、「住民票続柄」裁判と「通称使用」裁判の原告たちが登場する。

「論拠」としては、「アイデンティティの喪失」「社会活動上の利害」「家名の存続」「『家』意識の否定」があった。特筆すべきなのは、「家名の存続」と「『家』意識の否定」という「論拠」は、互いに排除し合う内容となっていることだ。概観において示したように、歴史的背景を踏まえるならば、戦後の民法改正において家制度を払拭してもなお残存している「家」意識を否定していくことが当然のことに思われる。「姓とは個人の名、私とともにある私の名」(柏谷 [1992: 111-112])だからである。実際、新聞や雑誌の記事などにおいては、「家名の存続」という「論拠」は次第に提示されなくなっていた。

「結論」は、言うまでもなく「民法七五〇条の改正」である。当初は、「別姓原則、同姓例外」という主張であったが、1989年に「選択的夫婦別氏制採用に関する意見書」が発表された後は、選択の可能性が強調されている。

「夫婦別姓」と言うと、どの夫婦も皆、別々の姓を名乗るみたいと思われがちですが、そうではなく夫婦別々の姓を選べるということなんです。(LEE [1990.12] 福島瑞穂)

この「結論」とともに、それをどのように行うかをめぐっての「結論」（「第三の姓」「複合氏」「戸籍の是非」「差別の解消」）、さらに抽象度の高い「社会の意識の変化」という「結論」が導かれていた。

2. 3 反対派のレトリック

反対派のレトリックは、構築主義的に言うなら「対抗クレーム [counter-claims]」である。「夫婦別姓」問題においては、賛成派の議論をどうすれば無力化できるかにかかっている。

まず第一に多く見られたのは、民法改正及び夫婦別姓選択制の導入が「時期尚早」であるという主張であった。賛成派の主張に見られるように戸籍法が絡んでくるならば、戸籍制度についての議論も深めなければならないという慎重な意見や、賛成派を「高収入・インテリ層」と位置付けて庶民からの意見を待つべきだとする意見がある。

夫婦別姓になると「夫婦の一体感」がなくなるという危惧を持つ反対派もいる。例えば、「夫婦は同姓のほうがいい。同姓であることは連帯感、精神的一体感を育みます。」（プレジデント [1994.03] 石原輝）という主張がそれである。

さらに夫婦別姓にした場合の「子どもの姓」はどうするのか、という主張がある。夫婦のどちらかの姓にするということを前提とするなら（もちろん可能性としては、子どもも別ということも考えられるのだが）、「法律は形式的平等を重視しますから、それではまずいんです。」（朝日ジャーナル [1986.10.17] 細川清）ということになる。また「夫婦の一体感」と同様に、「家族の一体感」がなくなるという主張も当然存在する。

上記三つの対抗クレーム以上に、賛成派のレトリックそのものへの批判もある。例えば、「アイデンティティの喪失」については、「戸籍や名前にアイデンティティを求めるとどうということ？」（Clieque [1994.04.05] 町山広美）という主張がある。また、「『家』意識の否定」については、夫婦別姓の導入が賛成派の主張とは逆の結果、つまり「家」意識を強化助長してしまうという主張、さらに諸外国、特に中国や韓国での夫婦別姓制度は、血統主義によるものであり、これもまた日本における「家」意識を補強するという主張がある（宝島30 [1993.10] 宮崎哲弥）。

もちろん、このような反対派のレトリックに対する、賛成派のさらなる対抗クレームもある。「時期尚早」に対しては、総理府（当時）による「女性に関する世論調査」などの統計的資料をもとに一部の「高収入・インテリ層」だけではないという反論を行っている。「夫婦の一体感」については、「そもそも夫婦の一体感というのは名前ではなく、愛情や信頼によって形成されるべきものでしょう。」（DIME [1989.05.04] 金子光邦）というように、「結婚」とは「愛情や信頼によって形成されるべきもの」なのであり、「一体感」を法律で定められた規定に依存することはないと反論する。「子どもの姓」に関して、法律の手続き上の問題として充分に対処できるとしていた。しかし、「アイデンティティと姓」と「別姓による『家』意識の助長」については、目立った反論は見あたらなかった。特に後者の主張に対しては、有効な反論がなかった。

ただし付け加えておこなうならば、反対派の議論には、実は夫婦同姓を積極的に説得する主張が少ない。賛成派のレトリックに対しては有効な反論ができていたとしても、夫婦は同姓であるべきだという必然性が見いだせなかったということである。

かつて筆者が分析した「夫婦別姓」問題の言説において、法律と感情は渾然一体となっていた。より精確に言うならば、法律的な議論の中で感情がレトリックとして、使われていたということである。特にそれは、反対派のレトリックであるところの「夫婦の一体感」に現れており、「家族の一体感」がなくなるという「子どもの姓」においても見られる。

しかし先述したように、この反対派のレトリックは、賛成派の当初のレトリックを強化するための材料として使われてしまっていたのだ。つまり、「一体感」という感情は、法律とは相容れないものであるのだから、夫婦別姓選択制の導入という賛成派の目標を達成するに当たって障害とはならないと述べられていたのだ。この段階では、賛成派にとっては少なくとも、感情的なものとは法律とは分離されて考えられていると言える。さらに言うならば、感情的なものとは法律とを分離して考えることのできない反対派を攻撃していたのである。

3. 法制審議会というアリーナ

前節で述べたように、マスメディア上での「夫婦別姓」問題の言説では、かなり多様なレトリックが使用されていた。例えば、賛成派は当初、「家名の存続」と「『家』意識の否定」という相矛盾する「論拠」が並列していた。しかし、「夫婦別姓」問題の「セカンドステージ」において、「家名の存続」という「論拠」は、賛成派の人々によって排除される傾向にある。それは「論拠」における矛盾と同様に、「結論」における「戸籍の是非」などとも矛盾し、一貫性を欠く議論を展開せざるを得ない状況となるからである。

もう一つ、次第に姿を見せなくなったレトリックとしては、「論拠」における「諸外国との比較」がある。この「諸外国との比較」は、現在の夫婦同姓を相対化するという点で、一定の役割を果たしていたはずだった。しかし、先述したように反対派によって、中国や韓国などのような儒教文化圏での夫婦別姓制度が、血統主義であり「家」意識を強化助長するという反論が提出されると、議論の一貫性を保つために論じられなくなっていく。

中河は、このような議論の過程を、社会問題の明確化（アーティキュレーション）と呼んでいる（中河[1999]）。つまり、あるクレーム申し立てがなされ、そのクレーム申し立てについての相互作用が、とりわけ対抗クレームが提出され、それに応答していくといった流れの中で進展するにつれて、その問題の定義や、議論が洗練されていくということである。

前節の歴史的概観のところでも記したように、「夫婦別姓」問題が法的な制度化の段階、つまり法務省法制審議会での審議が開始されたのは1991年であった。つまりBestが言うところの「アリーナ」が移動したことになる（Best [2017=2020 : 146] ; Hilgartner and Bosk [1988]）。

社会問題の構築主義的アプローチに従うならば、この「アリーナ」の移動と、その制度的場面において、何らかの明確化が行われたのではないかと推測できる。具体的に言えば、この法的な制度的場面では、法律とは相容れないはずの感情的なレトリックが影を潜めるのではないだろうか。では次に、この法制審議会においては、どのような議論がなされたのかを見てみることにしよう。

3. 1 法制審議会速記録の分析

私が入手したのは、法制審議会民法部会（第二五回，第二七～二九回）と法制審議会（第一一九回）の議事速記録である⁵⁾。

私が入手できた範囲でのこの議事録は、次のような体裁をとっていた。まずその部会での検討議事（事前に行われている身分法小委員会の審議結果）の説明がなされ、その説明が終わり次第、参加している委員からの質問と応答が行われるという形をとっている。そこで以下では主に、参加している委員からの質問と応答、つまりは直接的な相互作用に焦点を合わせてみる。

第二五回の議事録では、この民法部会の目的は、「現行制度の下では、夫婦は、婚姻の際に当事者双方が定めるところにより、夫又は妻の氏を称するものとし（いわゆる夫婦同氏制度）、子は、親の氏を称するものとしている（いわゆる親子同氏制度）。このような制度を見直すことの当否」とされている。つまり、まだ意見の紹介という段階にとどまっている。そのため、その意見の中には、「国民の意識」という項目において、夫婦別姓に反対する人々の反論として、「当事者間における夫婦の一体感」及び「親子の一体感」といった記述が見られる。さらに、（注）という形ではあるが、「お墓の問題、それから祭祀財産と氏の在り方等の関係」についても記述があった。なお、戸籍の問題については「民事行政審議会という別途専門に担当する場」があるため、（注）に落とすという方策がとられている。

次の第二七回の議事録ではどうか。この段階では、具体的な法文案が提出されている。しかし、離婚に関する法改正案等とは異なり、別姓関連の法案のみ三案の並列状態にあった。三案が提示されているのだが、このことについてある委員から、なぜ「氏だけが選択肢付きのA・B・C三案になっている」のか、それは「余りに全体としてこれは質、量ともに立派な報告であるために、ちょっと張り切りすぎると少し妙なことが出てくる」のではないかと、次のような意見がなされている。

一例を申しますと、四九ページのところにB案の性格として、「個人の氏に対する人格的利益の保護の範囲

を「自己の氏を次の世代に承継させることができる利益」の面にまで及ぼすという立法政策を採っている。」と。これはいかにもオーバーであり、かつ、不正確でありまして、B案にはこういうふうに客観的に読める要素もあるけれども、B案の中ではこのことがそれほど際立った重要な要素であるわけではなくて、例えばほかの氏の同一性による一体感の表明という要素を軽く見ておるとか、そういうもろもろのファクターとの組み合わせの中からB案ができていのに、このB案の説明のここだけが、しかも子の氏観に立脚しているかのごとく書き、しかもそれをなお「立法政策」という言葉まであえてここだけ使っておるということで、ちょっと誤解を起こさせます。

この主張に対しては、意見を「完全に一本化するには至っていない」こと、それでも中間報告を経て論議は深まっているので「類型を用意して意見を聞いた方が問題点がより浮き彫りになるのではないか」ということ、「とりあえず現実的な立法可能な案」を提示したということ、の三点が理由として説明されている。

また、ある委員から「夫婦の別姓というのは今日的な極めて大きな問題であることは間違いありませんけれども、社会的に見た場合に、最も解決をしなければならないものか」という反論が出されている。この委員は、財産法小委員会に所属しているため、離婚と財産の関係についての記述が少ないことに、不満がある。しかし、

・・・夫婦別姓というのは社会的に非常に取り上げられているとは言いながら、多分余り法律家でない人、あるいはフェミニズムに直接かかわっていない立場から言うと、女性の権利の保護という点から言うと、もう少し国としては、あるいは学者としてはやるべきことは、先行すべきものはあるのではないかという印象を受けはしないかということを感じました。

という主張は、その不満をフェミニズムに向けている。この意見に対しては、「社会的な重要性があってもここだけでは結論に至らなかったというものでもあるので、重要性の判断を誤ったということはないと思う」と部会長からの説明がなされている。

第二八回での議論の焦点は、世論調査の結果についてのものであった。ある委員から世論調査の結果に対して次のような意見が出されている。

・・・世論調査の結果によると、法改正を指示する考え方というのが二七・四パーセントということで三割に満たない数字になっております。・・・夫婦の氏という家族制度の根幹にかかわる改正ですので、国民の意見というのは一人一人等しい重さを持っているように思います。

この委員によれば、例えば離婚原因についての世論調査では、いわゆる破綻主義（別居五年での離婚を容認すること）を支持する結果が出ているが、その逆の結果であるということに問題はないのか、ということになる。このことに関しては、ある幹事から「今の時点で夫婦別氏制を導入しようとするのは、あるいは時代の先取りということになるのかもしれませんが」という返答がなされている。

また、子の氏についての意見照会の数も問題になっていた。ある委員によれば、「子供の氏の統一については二八三対一というおそろしい数で統一しないでいいという意見が集計されて」いるが、このことはもう少し考慮の余地があるのではないかと、いうものであった。

つまり、選択別氏制を受け入れる以上は、家庭の中に二つの氏があるということは避けられないとしたら、それほど子供だけの統一ということが、非常に子供の福祉のために絶対にいいと言えるかどうか疑問ではないか、・・・見方によっては、正統の氏と異端の氏と言って強ければ、正の氏と副の氏ができるというふうな感じを抱かせないだろうかということを心配いたします。

この意見に対しては、「いろいろなまだご意見」があり、かつ「まだ以前からの家族の統一性を重んじるという考え方は相当強いところ」があるとしつつ、「現時点では今の中間報告ぐらいのところまでできればいい、

さらにその先を望むならば、これは先の段階で考えていい」という返答がなされている。

第二九回の審議では、離婚原因などについての議論がなされていたが、別姓に関する意見は出されていなかった。つまり、この第二九回の民法部会において、議論は出尽くしたということになる。実際、議事録にも、「それでは、この『民法の一部を改正する法律案要綱案』というものを、民法部会の全会一致で提案通りお認めいただいたということにしたいと存じます」という、部会長代理の発言が記録されている。

しかし、この第二九回民法部会のほぼ一ヶ月後に行われた、第一一九回法制審議会の議事録によると、それでもなお次のような発言がある。ある委員が「どうも私は合点がいかない」と前置きした後、

氏の制度は、国民の社会生活、家庭生活に深くかかわる問題でございまして、伝統とか慣習とか、国民の意識というものからかい離れたものであってはいけないと思うわけでございます。・・・平成六年九月に総理府による世論調査・・・の結果を見ましても夫婦別氏論について、過半数を超える人たちが現行の同氏制を支持しておる、・・・その理由付けを見ましても、氏を単なる個人の呼称ではなくて、それを超えた家族の呼称と認識し、それが家族の一体感の維持とか、あるいはその同一性の標識として機能を営むべきものというふうを考えていることがうかがえるわけでございます。

と述べている。この委員はさらに「社会におきます活動では、結婚後も従来の氏名を変えたくない場合は通称を使うというようなことが現在も行われて」いるし、「どうしても必要なミドルネーム制」を導入すればよいと述べる。それは、「一部の高い声のためにサイレントマジョリティーを無視して、しかも日本の将来の社会生活に弊害をもたらすというようなことは避けるべき」だからである。

この発言に対しては、次のような三つの返答がなされている。第一に、ミドルネーム制の導入は夫婦別姓選択制以上に「革新的な議論」であり、「私たちとすればこういうような氏の問題というのはゆっくりと改正というふうなことを考えて」いるという返答が一つ。第二に、「やはり個人の尊厳、男女平等という意味からいけば、もっとも氏を選択においても幅広く考えられていいのではないか」、別姓選択制によって「現実に即した社会の動きもそれに沿っていき、本当に平等な立場、それから自由な意思による、恋愛による結婚ということも保障されていく」という返答。最後に、通称使用については「それと同氏、別氏とは全然別でありまして、やはり基本的な両性の平等とかいうことの解決にはなっていない」という強い反論もでていた。

3. 2 明確化（アーティキュレーション）はなされていたか

ここまで少々長い引用文を参照したのは他でもなく、法制審議会、及び法制審議会民法部会の議論の中から、次のことが確認できるからである。

まず第一に、そこでの議論は、実のところ前節で照会した雑誌や新聞の記事などでの議論とさほど変わることがなかった、ということである。もちろん、議題説明などの中には、特に子の氏をどうするかなどの議論は、具体的な法制審議のための詳細な注意なども挙げられてはいた。しかし、要綱案や中間報告への意見、特に反論を見てみると、それほど変わりが無い。第二七回の反対意見において示されていたのは、いわゆる「時期尚早」というレトリックであった。

さらに特筆すべきなのは、法制審議会においてさえも、感情的なレトリックであるところの、「家族の一体感」⁶⁾というレトリックが使われていた、ということである。しかもそれは議論の流れから見れば、まるで「アリバイ」のように示されるのである。第二七回民法部会の意見の中にも「一体感」の大切さを唱えるものが見られた。また、第一一九回の法制審議会における議論の応酬を見て頂ければわかるように、「家族の一体感の維持」を訴えたある委員の発言は、およそ法案を審議するための発言には見えない。すでに審議が進む中で、改正の是非ではなく、法案をどのように改正するのかというところに論点が移っているにもかかわらず、である。それはどこか、私が入手した議事速記録に、その痕跡を残すがために行われた発言のように読めるのである。

つまりこの時点で、本節の冒頭で設定した明確化（アーティキュレーション）仮説は崩れたと言える。法制審議会という専門的な議論の場においても、議論の合理化のようなものは起こらず、レトリックは大きな変化を示さなかったのである。

4. 結びにかえて

前節での議論を踏まえた上で、本稿の始めに設定した問題に、つまり法律と感情とはどのような関係にあるのか、という問いに戻ることにしよう。

法律の原案を作成するという、一見すれば合理的な判断を行い、感情という曖昧とされる要素を排除するかのように見える場においても、感情は一定の役割を演じていた。このことはもちろん、ここで取り上げたのが民法であり、家族法に関連するものだったから、という説明も成り立つ。つまりそれは刑法などとは異なり、感情が入る余地が少なからずあったのだと。

しかしながら、2000年に話題になった少年法改正の議論において、「マスメディアが少年法を批判の俎上に乗せようとするとき、『被害者感情』というレトリックはきわめて有効な言語的資源」（土井 [2003: 262]）となっていた⁷⁾。また、日本における死刑廃止の議論において、死刑を支持する世論が「復習や償い」という感情から成り立っているという指摘もある（ジョンソン [2019: 144]）。

ここまでの議論と土井やジョンソンの指摘を合わせて考えるならば、次のように結論することができる。すなわち、法律と感情は密接な関係を持っている、ということである。とりわけそれは、法律を改正する、あるいは立案しようとする際に、重要で「有効な言語的資源」として活躍する。さらに現代におけるマスメディアの役割も考え合わせるならば、一般的な世論、あるいは「サイレントマジョリティー」の意見といった形で、感情に訴えるレトリックは、有効なのではないかということである。

ここで述べた結論は、結論というよりも仮説に近いかもしれない。このことを今後の検討課題とすることを明記して本稿を閉じることにしたい。

5. 補論：教材としての「選択的夫婦別姓」

昨今、学校教育などで「ディベート」を取り入れた授業が行われている。その際にこの論考において提示した夫婦別姓もその題材として取り上げられているようである。確かに、拙論（苦米地 [1996]）や本稿でも示したように、夫婦別姓問題は、賛成派と反対派が双方の論点を提示し合って展開されてきた歴史があるため「ディベート」に「なじみやすい」教材と受け取られているのであろう。

しかしながら、果たして実際に「なじみやすい」教材なのか、そこに問題はないのだろうか。ここではTwitter上でのある投稿をめぐって、FaceBook上で提示された議論を紹介しながら考えてみたい。⁸⁾

高校の授業で「選択的夫婦別姓」をテーマにディベートをしたことがあって。反対派チームが「家族が崩れる」みたいな主張をしたんだけど、クラスには実際に両親が別姓を選択している子がいた。家族の関係性を苗字なんかで勝手に決めつけることの暴力性を身をもって体験した瞬間で、今でも忘れられない...

午後4:56 · 2020年12月10日 · Twitter for iPhone

このTweetを引用する形でKは次のように述べている。

K：今年、ゼミ生が自主的に「ディベート」をやったそうなのだが、「僕はディベートは嫌いです。社会問題について調べて議論するなら、自分が正しいと思ったこと、迷ったこと、わかったことを腹の底から発表するようにして下さい」という趣旨のことは、後で伝えた。

K：その場に当事者がいるかも知れない、ということを出発点に組み込まないのは、基本的にダメだと思います。

K：歴史修正主義とか、差別主義者の跋扈にも極めて親和性が高いですね、「ディベート」（どんなにダメなものでも、一つの「立場」として取り上げてしまうという意味で）。

K：あともう一つ、「自分でも特に信じてないことを、さもそれらしくベラベラと喋る」訓練になっているとしたら、差別主義ビジネスの訓練でしかないですすね（と書くと、「ディベート」に意地悪すぎか）。

Kは自分のゼミ生が「ディベート」を行ったと聞いて「僕はディベートは嫌いです。社会問題について調べて議論するなら、自分が正しいと思ったこと、迷ったこと、わかったことを腹の底から発表するようにして下さい」と伝えた、と述べている。

では、「ディベート」形式の授業の何がダメなのか。ここでKは二つの論点を示している。まず「その場に当事者がいるかも知れない、ということを授業デザインに組み込まない」ということが問題だとしている。この点に関しては「ディベート」形式の授業だろうが他のどのような授業であっても留意しなければならない点である。

次の論点は「ディベート」が「どんなにダメなものでも、一つの『立場』として取り上げてしまうという意味で」ダメだとしている。その例として「歴史修正主義」あるいは「差別主義」が跋扈する状態と「極めて親和性が高い」と述べている。

この論点は筆者が教職大学院の講義において、受講生に配布した資料『社会問題』を授業で扱うことの困難さ（苦米地 [2020]）で、指摘したものと同一である。

例えば「水俣病」を題材にして討論形式で授業を行ったとしよう。一方には「通俗的」な「当事者憑依」型の立場があり、それに対して「それのおかげで国は発展した」というような「小さな犠牲」論の立場があったとする。⁹⁾ これこそ、ここでいう「ディベート」形式の授業であり、「常識的」的な議論に対するアンチテーゼを立て、討論させるという型式の授業が成立する。

しかしながら、その落とし所はどのようなのだろうか？例えば、この討論で、その内容以外の要因（例えば、教室内の権力構造）によって「小さな犠牲」論が優勢になったなら、それはそれでいいのだろうか？「それが現実って奴なんだよ」という冷笑的な結論で締めくくっても、授業自体は成り立つ。ただし、それはわざわざ「水俣病」を選んだ意図や意志とは全く切り離されたものとならないか。

つまり「選択的夫婦別姓」を教材とした授業であるなら、そもそもこの教材を選んだ教師の意図とは全く正反対の結論が「ディベート」によって導かれた場合、その教師は納得できるのかということである。さらにこのような「ディベート」形式の授業は『自分でも特に信じてないことを、さもそれらしくバラバラと喋る』訓練になっているとしたら、差別主義ビジネスの訓練でしかない」という疑念も生じる。

続けてもう一つの難点が提示される。それは「ディベート」形式の授業において、「あらかじめチームに分ける」ことの是非である。

K: 「あらかじめチームに分ける」なんてこと、社会問題を巡る議論においては害が大きすぎると思っています。調べることも重要だけど、自分の中での「正しさ」の基準を養うこと、他者を思いやること、そうやって自分の意見を持つこと何より、自分の意見を他者に発表することだって、重要なわけですから。皆がそれぞれに、自分が正しいと思うことや迷ったポイントを、相手を思いやりながら喋れば良いではないですか。

S: ディベートというのは本来、双方がジャッジを説得する競技なのであって、お互いを論破し合うとか、まして討論などでは全くないことも理解されていないことが問題だと思っています。

K: これまでの受講生のコメントでも、高校時代（早いと中学時代）に自分が日本で体験した「ディベート」を紹介してくれた方がいるのですが、みんな揃って「お互いを論破し合う」形式の「討論」なんですよ。ね。もとの投稿の方は「選択的夫婦別姓制度」がテーマでしたが、ありがちなのは「出生前診断」とかでしょうか。それだけデリケートなテーマで、「〇〇を選んだ人が多かった」とか、結局、多数決に落とし込まれている様子を聞くと、崩れ落ちそうになります。

K: 特に日本の若者たち（というか、私のような30代も含めて）が「ディベート」だと思い込まされているものは、「全くディベートではない何か」なのだと思います。

形式的な問題として相反するチームに分けて行われるため、自分が信じている／ないに拘わらずチームに分けられてしまう可能性が大きい。そうすると先述のような問題が発生する。つまり、本人がその時の論点に対し

てどのように考えているのかが無視され、ディベートによる勝ち負けのみが求められることになり、それは「差別ビジネス」と変わらないことになるのである。

それよりも「自分の中での『正しさ』の基準を養うこと、他者を思いやること、そうやって自分の意見を持つこと何より、自分の意見を他者に発表すること」こそが養われるべきもので「重要」だとKは述べている。

このことを「価値（観）」という概念を使って言い換えてみよう。つまり、それぞれが信念を持っている価値にしたがって意見を述べ、自分の持つ価値の基準を確かめた上で、他者の持つ価値観に思いやりをもって触れること、そして自分の言葉でそれを説明できることが目的とされるべきなのではないか。これは両論併記で「ある問題には二つの立場がある」ということを知るだけで終わる授業とは、根本的に異なったものであるだろう。

ここでSから本来の意味での「ディベート」が提示されている。Sに従えばそれは「双方がジャッジを説得する競技なのであって、お互いを論破し合うとか、まして討論などでは全くない」というものである。この発言をそのまま引き受けるのであれば、そもそもセンシティブな価値に関する論点について「論破し合う」のではなく、あくまで「ジャッジを説得する」のが「ディベート」だということになる。

この発言からわかるのは「ディベート」には「ジャッジ」が必要であること、そしてその「ジャッジ」を説得できるかできないかが勝敗の分かれ目であることだ。これは、先述のような両論併記型の「ディベート」形式の授業とは全く別のものである。

S：ありがとうございます。テーマ選びも大事ですね。変な言い方ですが、ディベートするならば、どうしてもいいことを真剣にやる、くらいが丁度いいくらいかもしれませんね。修辞学もきちんと学ぶこととあわせて。討論も、討論内容と実際問題とは区別して行えるようなトレーニングも必要かと思えますし、それなしに「やってみる」というのはご指摘のような問題につながってしまうと思います。

K：確かに、そうなのかも知れません。

K：例えば講義でグループワークを取り入れると、班によっては時間が余るんですよ。

K：そういう余った時間にはできるだけ「どうでも良いお題」で議論してもらうよう、テーマを設定しています。よくやるのは、「キャンパスに新しく出店してほしいチェーン店は何か？」とか、「カレーにジャガイモを入れるのはありか、なしか？」とか。

K：で、後で感想を聞くと、グループワークの本題と同じくらい（それ以上？）熱心に、その「どうでも良いお題」を議論していて、しかも議論が積みあがっていたりする（笑）。

K：ディベートではないのですが、そういう「どうでも良いお題」の方が、議論の展開の「型」を守る、良い練習になるのかもな、なんて思われます（だからと言って、カレーとかおでんの具とかで1コマ2コマ設定しようとは、今のところ思わないのですが）。

Sの言う意味での「ディベート」をするなら「社会問題」あるいは切実な論点ではなく、「どうでもいいことを真剣にやる、くらいが丁度いい」と述べられている。

つまり他者を説得する技法としてのレトリックを学ぶ機会として「ディベート」はあるのであって、ある論点に対する立場として「どちらが正しいか」を決定するために行われるものではないということである。それこそ社会科教育学界で人口に膾炙している Toulmin の「議論の形式」(Toulmin [1958=2011]) は、まさにそのようなものであるはずだ。それは議論の主題がどんなものであれ、当てはまるはずの説得的な議論の形式を示したものだからだ。その題材がどんなものであるのかは無関係であり、むしろどちらかと言えば無関係でなければならぬのではないか。

この補論での内容をまとめておこう。まず「選択的夫婦別姓」といったようなセンシティブな内容を学校教育の授業で扱うのなら、そこに当事者がいる可能性を念頭に置かなければならない。次に、その教材について、提示する教師も、参加する児童生徒もしっかりと調べて、考察を加えて、自らの考えをまとめる必要がある。その意味では、「選択的夫婦別姓」という教材は、いわゆる「ディベート」という授業形式は「なじまない」。また「ディベート」という授業形式は、あくまでも議論の形式、あるいは説得の仕方を学ぶものである

ことを前提としなければならない。ましてやそれが、その授業を受けている者たちの多数決によって、内容の結論を決めてしまうというものであってはならない。

この補論のまとめは、あくまで現時点でのまとめであり、今後も継続して考えていきたい。

注

- 1) 尾脇によれば、江戸時代においては「『婚姻により苗字が変わる・変わらない』という観点はそもそもない」(尾脇 [2021: 297])。また「明治八年五月九日、政府は石川県からの伺に対して『婦女、人に嫁するも仍ほ所生の氏を用ふべき事』と指令し、女性は結婚後も実家の苗字を使用する、つまり夫婦別姓を基本方針と」しており、時の政府でさえも夫婦別姓を承認していたのであり、「夫婦は同姓か別姓か—という関心は、そもそも『氏名』成立とそれによる国家による国民管理が行われるまで存在すらしなかった、極めて”近代”的問題」なのだとして尾脇は論じている(尾脇 [2021: 297-298])。
- 2) これらの経緯については、法務省のウェブサイト (<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji36.html>) および、2010年2月24日の「第16回法務省政策会議配布資料」(<http://www.moj.go.jp/content/000102871.pdf>) を参照のこと。またここで特徴的なのは、準備されたにも拘わらず、なぜ改正法案が提出されなかったのかについて、「国民各層に様々な意見があること等」と述べているのは、注目に値するだろう。なぜなら2020年10月18日に発表された棚村早稲田大学教授と市民団体「選択的夫婦別姓・全国陳情アクション」によるインターネット調査によれば、賛成派は「7割にのぼる」とされるからだ(朝日新聞 [2020.11.19朝刊: 32])。また朝日新聞の世論調査でも電話調査では「賛成が69%で、反対の24%」であった(朝日新聞 [2020.10.23夕刊: 9])。法務省の言う「国民各層」とは一体誰のことなのか、が問われなければならない。
- 3) 2021年4月21日東京地方裁判所は、海外で別姓のまま結婚した夫婦を「婚姻自体は成立していると解するほかない」という判決を下した。この判決によって、今後夫婦別姓選択制が前進するかもしれない。
- 4) 「夫婦別姓」問題に関する質的研究としては、岡本の学会報告(岡本 [2012])も参照のこと。
- 5) これは、行政文書開示請求によって入手した。近年、このような形で行政文書の情報公開がなされるようになった。とは言うものの、実際の手続きの段階は未だに煩雑であり、なおかつ、議事録そのものが開示されるわけではない。今回私が入手した議事録の複写物も、法務省の担当部署員との協議によって、関連性のない部分の割愛、そして発言者氏名の非公開が原則であった。なお議事速記録によれば、それぞれの開催日時と議題については次の通りである。
第二五回 一九九二年一月一日「婚姻及び離婚制度の見直し審議に関する中間報告(論点整理)」
第二七回 一九九四年七月一二日「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案について」
第二八回 一九九五年九月一二日「婚姻制度等の見直し審議に関する中間報告」
第二九回 一九九六年一月一六日「民法の一部を改正する法律案要綱(案)」
第一一九回 一九九六年二月二六日
- 6) この「家族の一体感」という反対派のレトリックは、2020年に起こった議論でも盛んに取り上げられていた。ただ、ニュアンスはかなり変化していたように思える。なぜなら以前であれば、このレトリックはそれなりに尊重されていた、あるいはその発言に対する反論がなされることは少なかったが、2020年においては明確に反論されるようになったからである。例えば、事実婚カップルによる反論や、あるいは町山の議論を彷彿とさせるような反論が、はっきりと示されるようになった。つまり、このレトリックによって説得されるオーディエンスはかなり限定されてきている。
- 7) 2021年5月21日、改正少年法が成立した。施行は2022年4月からであるが、罪を犯した18、19歳を「特定少年」として厳罰化する内容で、この成立過程にも「被害者感情」が関係しているのは明らかである。
- 8) ここで登場する「K」は筆者の直接の友人であり、大学教員である。「S」は「K」の友人であるが筆者の直接の友人ではない。
- 9) 「小さな犠牲」論という名称は、松本による授業実践とその詳細な分析からヒントを得たものである(松本 [2021])。

参考文献

- Best, Joel 1987 “Rhetoric in Claims-Making: Constructing the Missing Children Problems”, *Social Problems* 34-2 :101-121. =2000 足立訳「クレイム申し立てのなかのレトリック」『構築主義の社会学』世界思想社：148-192.
- Best, Joel 2017 *Social Problems* 3ed., W. W. Norton & Company. =2020 赤川監訳『社会問題とは何か：なぜ、どのように生じ、なくなるのか?』筑摩選書。
- 土井隆義 2003 『〈非行少年〉の消滅』信山社。
- デイビッド・T・ジョンソン 2019 『アメリカ人の見た日本の死刑』岩波新書。
- 福島瑞穂・榎原富士子・福沢恵子編 1989 『楽しくやろう夫婦別姓』明石書店。
- Gubrium, Jaber F. and Holstein, James A. 1990 *What Is Family?*, Mayfield Publishing Company. =1997 中河・湯川・鮎川訳『家族とは何か』新曜社。
- Gubrium, Jaber F. and Holstein, James A. eds. 2001 *Institutional Selves*, Oxford University Press.
- Hilgartner, S., and Bosk, C. L. 1988 “The rise and fall of social problems”, *American Journal of Sociology* 94 :53-78.
- Hopper, Joseph 2001 “Contested Selves in Divorce Proceedings”, in *Institutional Selves*. :127-141.
- 柏谷佐和子 1992 「『夫婦別姓』のセカンドステージ」『現代思想』20-1：110-115.
- 草柳千早 1993 「『問題』 経験の政治学」山岸編『日常の世界と人間—社会学の視点とアプローチ』小林出版：299-317
- 草柳千早 1994a 「『問題』 経験とクレイム」関東社会学会編『年報社会学論集』7：167-178
- 草柳千早 1994b 「夫婦別姓が提起する問題：身近な他者との関係の中で」労働教育センター『季刊女子教育もんだい』58：16-22
- 草柳千早 2004 「『曖昧な生きづらさ』と社会クレイム申し立ての社会学」世界思想社。
- 松本大介 2021 『対話を通して、社会の在り方・自分の生き方を問い続ける子どもの育成：「聞き合い語り合う小学校社会科の授業」を目指した実践の分析を通して』2021年度東京学芸大学大学院教育学研究科教育実践専門職高度化専攻教科領域指導プログラム社会科教育サブプログラム高度研究プログラム提出論文。
- 中河伸俊 1999 『社会問題の社会学』世界思想社。
- 岡本朝也 2012 「夫婦別姓論争にみる家族言説の構造：質的方法による雑誌記事分析の試み」第22回日本家族社会学学会大会報告要旨集：80.
- 大瀧友織 2002 「夫婦間に生ずる問題とその変遷：『人生案内』の分析をとおして」大阪大学人間科学部『年報人間科学』23-2：359-379.
- 尾脇秀和 2021 『氏名の誕生：江戸時代の名前はなぜ消えたのか』ちくま新書。
- 阪井裕一郎 2021 『事実婚と夫婦別姓の社会学』現代書館。
- 平英美・中河伸俊編 2000 『構築主義の社会学』世界思想社。
- 床谷文雄 1990 「民法上の氏と戸籍制度：夫婦別氏制のもたらすもの—」『阪大法学』39：821-845.
- Toulmin, Steven E. 1958 *The uses of argument*, Cambridge University Press. =2011 戸田山・福澤訳『議論の技法：トゥールミンモデルの原点』東京図書。
- 苦米地伸 1996 「『結婚』と『愛情』、どちらが先か?：『夫婦別姓』問題のレトリックから—」『家族研究年報』21：62-73.
- 苦米地伸 2020 「『社会問題』を授業で扱うことの困難さ」2020年度秋学期「社会科の実践演習Ⅰ」配付資料。
- Weber, Max 1972 *Wirtschaft und Gesellschaft*, funfte, revidierte Auflage, besorgt von Johannes Winckelmann, Studienausgabe. =1974 世良訳『経済と社会 法社会学』創文社。

引用した雑誌記事

- 朝日ジャーナル 1986.10.17 / Clieque 1994.04.05 / 月刊百科 1989.12 / 女性セブン 1974.03.20 / DIME 1989.05.04 / 宝島30 1993.10 / プレジデント 1994.03 / LEE 1990.12